

5月29日(日)
開催

青山高原つつじクォーターマラソン大会

参加賞Tシャツ イラスト募集

※応募資格は問いません。

【応募作品】

- ①大会名称（日本語・英語）を必ず図案に含めること。
- 日本語：
「第24回 青山高原つつじクォーターマラソン大会」
- 英語：
「The 24th Annual Tsutsuji Quarter Marathon in Aoyama Highlands」

- ②自作未発表のもの
- ③色数は白色・黒色のほか、3色以内

【応募規定】

- ①応募は1人1点のみ
- ②住所・氏名・年齢・性別・作品の説明・Tシャツの希望サイズ（S・M・L・LL）を作品の裏へ必ず記載すること。
- ③媒体
 - 紙媒体：A4版白色画用紙を使用すること。
 - 画像ファイル：CD1枚に出力したものとA4サイズにプリントしたもの（裏面に②を記載）を提出。ファイル形式はJPEG・GIFなど一般的に広く使用されている形式を使用。

【応募期限】 3月25日(金)必着

【応募方法】 郵送または持参

【結果発表】

最優秀賞・優秀賞に選ばれた人には直接通知し、開会式で表彰します。

【賞】

- 最優秀賞：1点（1万円相当賞品＋応募作品Tシャツ）
- 優秀賞：2点（5千円相当賞品＋応募作品Tシャツ）
- 入選：若干名（応募作品Tシャツ）

【その他】

- 最優秀作品を使用しますが、一部補正する場合があります。
- 作品の著作権は大会実行委員に帰属します。
- 応募作品は返却しません。

【応募先・問い合わせ】

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

青山高原つつじクォーターマラソン大会実委員会事務局
（スポーツ振興課内）

☎ 22-9680 FAX 22-9692

情報交流ひろば

となりまち いが・こうか・かめやま

▶ 3市の魅力を発信し合うコーナーがスタート！

今月から毎月1日号で甲賀市・亀山市のイベントやスポットなどを紹介します。
甲賀市・亀山市の広報紙でも伊賀市の情報を発信していきます。



雪の亀山城



水口曳山祭



魅力を発信し合い、 新たな交流を 甲賀市長 中嶋 武嗣

甲賀市と伊賀市、亀山市は、昔からさまざまな形で交流があり、交通の便が良くなった今もなおのこと、仕事や買い物などの行き来があります。行政でも、災害時の応援協定をはじめ3市が連携を強めています。

普段のこうしたお付き合いはありますが、意外とお互いのまちの細かな所までは知られていません。

そこで、3市の広報紙の紙面を活用して、お互いのまちの魅力を発信し合うことで新たな交流を生み出し、県境をまたいだ3市が全国に誇れる元気な地域として一步を踏み出したいと考えました。

わずかなスペースですが、意義ある情報コーナーとして愛読いただき、3市合わせて24万5千の市民皆さんが行き交うことで、3つのまちが同じように魅力を高め合えると思います。伊賀市の皆さん、甲賀市でお待ちしております。

【問い合わせ】 甲賀市広報課 ☎ 0748-65-0675



お互いのまちづくりを知り、 新たな絆を求めて 亀山市長 櫻井 義之

時代は進化し、新聞、インターネットなどあらゆる情報媒体が発達する中で、人々の欲求も複雑多義にわたり、ひとつのまちだけでは、市民一人ひとりの市政に対する満足感が得られないことができてきました。

そこで、隣接するまちが協力し、お互いの良さと魅力、輝きをそれぞれの市民の皆さんに情報提供することで、まちが築き上げてきた自然や歴史、文化といった資源を有効に活用していく必要があると考えます。

以前より、カシオペアの会などで地域文化の継承や広域連携を進めてきたことを礎に、広報を通じて情報共有することは、意味深いものがあると思います。

今後、このコーナーで亀山市の情報を発信しますので、当市を訪れていただき、文化の薫りを五感を使い、味わっていただきたいです。伊賀市の皆さん、“おもてなしの心”を持ってお迎えいたします。

【問い合わせ】 亀山市広報秘書室 ☎ 0595-84-5021

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

世帯内の国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者全員が1年間（平成21年8月～平成22年7月）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額（*1）を合計し、限度額（世帯の所得状況により限度額は異なります。*下表参照）を超えた場合に、その超えた金額を支給（*2）します。

- * 1…医療機関などに支払った一部負担金（70歳未満の場合、医療保険分については一つの医療機関で同月内に21,000円以上支払った一部負担金が対象になります。）から高額療養費などの支給分を差し引いた金額
- * 2…医療保険・介護保険ともに自己負担額があり、計算後の支給額が500円以上の場合

■限度額表

所得区分	①後期高齢者医療制度と介護保険の合計自己負担額	②国民健康保険と介護保険の合計自己負担額（70～74歳の人がいる世帯）	③国民健康保険と介護保険の合計自己負担額（①②以外の世帯）
一定以上所得者	67万円		126万円
一般	56万円		67万円
低所得者（市民税非課税）	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ*	19万円	

*…同一世帯の全員が市民税非課税で、それぞれの所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯です。

支給の対象になる被保険者の人（被用者保険の人は除く。）には1月末に申請案内を郵送していますので、忘れず申請してください。

ただし、平成21年8月から平成22年7月までの間に、①転入・転出により、加入する保険が変わった人②ほかの医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に移った人は申請対象となる旨のお知らせができない場合があります。支給に該当すると思われる場合は、ご相談ください。



【問い合わせ】

- 後期高齢者医療担当
保険年金課
☎ 22-9660 FAX 26-0151
- 介護保険担当
介護高齢福祉課
☎ 26-3939 FAX 26-3950
- 国民健康保険担当
保険年金課
☎ 22-9659 FAX 26-0151

木造住宅耐震補強事業費 補助金交付事業希望者募集

国補正予算に合わせ、「住宅の耐震改修等緊急促進事業」により、市の「伊賀市木造住宅耐震補強事業費補助金」に、国から30万円の上乗せ補助が実施されます。

※平成24年1月末までに事業が完了しなければなりません。

【対象住宅】

- 耐震診断の結果、評点が0.7未満で現に居住している住宅
- 昭和56年5月以前に着工した3階以下の木造住宅
（在来軸組構法・伝統的構法・枠組壁工法）

【対象事業】

耐震診断の結果「倒壊または大破壊の危険性が高い住宅」評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について、「二応安全といえる住宅」評点を1.0以上にする耐震補強事業
【耐震補強事業費補助額（耐震補強工事）】

1棟当たり一定の要件を満たす補強工事に対して最高110万円を限度として補助します。

※詳しくは建築住宅課へお問い合わせください。

【事業戸数】 3戸

※応募者多数の場合は、抽選とします。

【申込期間】

2月7日(月)～3月7日(月) 午前9時～午後5時

※土・日曜日を除く。

【申込先・問い合わせ】

〒518-1395 伊賀市馬場1-28番地

伊賀市産業建設部建築住宅課

☎ 43・2330 FAX 43・2332

※申込用紙は、建築住宅課・各支所振興課に設置しています。